

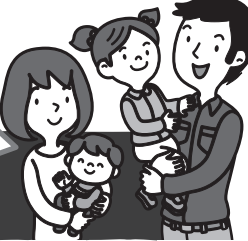
孫の顔が
いつでも見られるし、
万が一のときも
安心♪



5年間5%減額！

「近居割」実施中！！

忙しいときに
子供の面倒を
見てもらえて
助かるわ♪



子育て・高齢者等世帯と支援する親族の世帯の双方が同一団地、隣接する団地、概ね半径2キロ圏内の団地
もしくは、UR都市機構が定めたエリア内の住宅^(※1)のいずれかに近居することとなった場合
新しくご入居いただく世帯の家賃を5年間5%^(※2)減額します！！

詳しくはお近くの
UR営業窓口へ！！

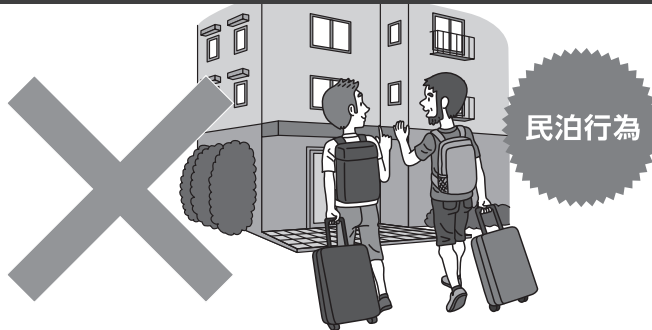
世帯要件	子育て・高齢者等世帯	支援世帯
	★高齢者（満60歳以上の方）がいる世帯 ★子ども（同居する18歳未満の子、妊娠中を含む）がいる世帯 ★障がい者（4級以上の身体障がい又は重度の知的障がい等のある方）がいる世帯	★子育て・高齢者等世帯を支援する直系血族又は 現に扶養義務を負っている3親等内の親族がい る世帯
注意事項	※1 UR都市機構が定めたエリア内の住宅とは、UR賃貸住宅を含むあらゆる住宅となります。 ※2 減額期間は、入居開始可能日から起算して5年間です。入居時には近居の成立が必要で、親族関係を証明する書類により確認を行います。なお、 近居の相手となる世帯の家賃等支払い状況を確認し、家賃を滞納している場合は家賃の減額は適用されません。また、毎年1回近居状況を確認し、近居が成立していない場合には、減額を終了します。 ＊一部対象外となる団地や住戸があります。	

民泊行為の禁止について

UR賃貸住宅では、自宅の一部やマンションの空き室などを活用して宿泊サービスを提供するいわゆる「民泊行為」は、賃貸借契約違反のため禁止しております。

民泊行為を行っていることがわかった場合は、賃貸借契約を解除し、住宅の明渡しを求めるとともに、損害賠償金を請求することがあります。

快適な団地生活を送るためには、皆さま一人一人にルールを守っていただくことが大事です。



知っていますか？見守りサービス

見守りサービスは、UR都市機構パートナー事業者：立山科学工業(株)が住宅内に設置する安否センサーからの安否通報を受信したときに、お客様に電話確認し、必要に応じて緊急連絡先に電話連絡を行うサービスです。詳しくは住まいセンター等で配布する「見守りサービス利用規程」をご覧ください。

UR「見守りサービス」

見守り機器で日常生活を検知。異常を検知した場合、立山科学工業(株)の「コールセンター」からお客様・緊急連絡先にご連絡をするサービスです。



何らかの事情で動けない

一定時間動きがない場合

自動的にコールセンターに
通報が行われます

他人事ではない！
住戸内事故・けが



料金 月額900円(税抜) ・初期費用(事務手数料・機器設置代)として6,590円(税抜)が別途必要です。
(税抜) ・約3年に1回の電池交換が必要となり、別途料金が必要です。(2,400円(税抜)/3台)

詳細は、下記住まいセンター等までお問合せください。

お客様の声

- 他社と比べて安価で、ボタンを押すなどの操作が必要ないため、申し込みました。
- 団地内で救急搬送等を見て、心配になり申し込みました。
- 夫婦二人暮らしですが、妻の体の具合が悪いため自分に万一があった時に第三者に気づいてもらえるよう入っておこうと思いました。
- 風邪で昼11時頃まで寝ていたら、(動きを感知できなかったため)コールセンターから電話があった。こんなにも注意深く状況を確認してくれて大変感激した。友人にも紹介したい。

高齢者等の方が ご利用できる相談窓口

UR都市機構では、安心して暮らしていただくために、下記窓口を設置しています。

住まいセンター等
「高齢者等相談員」「生活支援アドバイザー」

住まいセンター等に「高齢者等相談員」を配置し、下記相談等を受け付ける他、一部団地では、定期的に団地を巡回し、相談等を受け付ける「高齢者等巡回相談業務」を実施しています。また、一部団地管理サービス事務所に同様の案内や相談を受け付ける「生活支援アドバイザー」を配置しています。

主な相談内容

- UR賃貸住宅の高齢者等世帯を支援する制度の案内・相談
- 公営住宅窓口の案内
- 行政の福祉窓口の案内(生活保護・生活困窮者支援相談窓口を含む)
- 見守りサービスや生活関連情報の提供

【問合せ先】下記住まいセンター等にお問合せください。

お問合せ先はこちら

東京	東京東住まいセンター	☎03-5600-0811
	北多摩住まいセンター	☎042-521-1341
	東京北住まいセンター	☎03-5954-4611
	南多摩住まいセンター	☎042-373-1711
	東京南住まいセンター	☎03-5427-5960
	城北住まいセンター	☎03-3842-4611
埼玉	東埼玉住まいセンター	☎048-941-5311
	浦和住まいセンター	☎048-711-7150
	西埼玉住まいセンター	☎049-263-2111

千葉	千葉住まいセンター	☎043-270-5151
	平成30年7月17日(火)から	☎043-311-1212
	千葉西住まいセンター	☎047-474-1191
	千葉北住まいセンター	☎04-7197-5700
神奈川	横浜住まいセンター	☎045-312-1131
	神奈川西住まいセンター	☎0466-26-3110
	横浜南住まいセンター	☎045-835-0061
中部	名古屋住まいセンター	☎052-332-6711
	大曽根住まいセンター	☎052-723-1711

関西	千里住まいセンター	☎06-6871-0515
	大阪住まいセンター	☎06-6968-4455
	泉北住まいセンター	☎072-297-5444
	阪神住まいセンター	☎06-6419-4522
	兵庫住まいセンター	☎078-242-2791
	京都住まいセンター	☎075-256-3663
九州	奈良住まいセンター	☎0742-71-2401
	福岡住まいセンター	☎092-433-8123
北海道	北九州住まいセンター	☎093-561-3134
	北海道住まいセンター	☎011-261-9277

●営業時間／月曜日～土曜日(9:15～17:40)(北海道住まいセンターを除く)

●休業日／日曜日、祝日、12月29日から翌年1月3日まで

※見守りサービスは、お客様の救助や救命を約束するものではありません。

※見守りサービスは、UR賃貸住宅の借主の方ならどなたでもお申込みできます(一部、サービスを提供できない住宅がありますのでご了承ください)。